

令和8年度 関東高等学校ヨット大会

標準ペナルティガイドライン Standard Penalties [SP]

Notice to Competitors

レース委員会は、帆走指示書 (SI) 14.3 に従って、下記の Standard Penalties を適用する。

SI	指示内容	ペナルティ
18.1	420 級乗員届を指定時刻までに提出しなかった	1 点
18.2.1	出艇申告をしなかった	1 点
18.2.2	帰着申告をしなかった	1 点
18.2.3	リタイア申告をしなかった	1 点
18.2.4	リタイア報告後の再出艇の申告をしなかった	1 点
19.1	引き続き行われるレースにおける乗員交代申告をしなかった	1 点

- ① レース委員会は抗議することもでき、その場合は審問を経てプロテスト委員会の裁量でペナルティが決定される。
- ② ペナルティが課された後の得点は、そのレースの「DNF」の得点より悪くなることはない。
- ③ 引き続きレースが行われた場合には、SI 18.2.1 の出艇申告手続きの誤りについては当日の一連のレースの最初のレースのみ、同様に SI 18.2.2 帰着申告手続きの誤りについては、その当日の一連のレースの最後のレースのみにペナルティを課す。
- ④ 引き続き行われるレースにおける乗員交代申告をしなかった場合には、当日の一連のレースの最初のレースのみにペナルティを課す。